



平成6年度 港湾関係補助事業について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成6年5月9日

受 港 第 8 号
平成6年5月9日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

殿

港 湾 課 長

平成6年度 港湾関係補助事業について（通知）

このことについて、運輸省港湾局長から別添写しのとおり通知がありましたので、遺漏のないようにして適切に処理してください。

港 管 第 834 号
平成6年4月1日

鳥取県知事 殿

運輸省港湾局長

平成6年度 港湾関係補助事業について

標記について、下記により実施することとしたので知されたい。
なお、貴管内の市町村が管理する地方港湾の港湾管理者または海岸管理者に対しては、貴職より周知方お取り計らい願いたい。

記

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「法」という。）第5条の規定による補助金等の交付申請書、第7条第1項第1号の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更承認申請書、法第7条第1項第3号の規定による補助事業等の内容の変更承認申請書、法第7条第1項第4号の規定による補助事業等の中止又は廃止の承認申請書、法第7条第1項第5号の規定による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告書、法第9条第1項の規定による補助金等の交付の申請の取下げ申請書及び法第14条（法第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補助事業等実績報告書（以下「申請書等」という。）は、港湾建設局に提出すること。
- 平成6年度港湾関係補助事業に係る申請書等の作成にあたっては、後述14によること。なお、実施調書は、補助金等交付申請書、補助金等増額交付申請書、補助事業計画変更承認申請書及び補助金等交付額一部取下げ承認申請書に添付して提出すること。
- 平成6年度港湾関係補助事業における国庫債務負担行為の取扱いとは別添によること。
- 平成5年度国庫債務負担行為事業に係る平成6年度港湾関係補助金等交付申請書の取扱いとは別添によること。
- 申請書等の内容が次の事項に該当する場合は、調整事項調書（別紙様式1）によりあらかじめ港湾建設局を経由して指示を受けなければならない。
 - 内定通知した施設（公害防止対策事業の場合にあっては、浚渫、覆土等の事業）等の補助対象物（以下「施設等」という。）のうち、その一部または全部の施設等を取り止める場合
 - 内定通知した施設等以外の施設等を施工する場合
 - 平成6年度予算内示した内容と異なる場合で、次の各号に該当する場合
 - 施設等の施行位置又は法線を大巾に変更する場合
 - 施設等の基本的機能等を変更する場合で次に掲げるもの
 - 水域施設…… 泊地について、水深の変更。航舵について、水深又は巾員の変更
 - けい留施設…… 岸壁、物揚場及びさん橋について、水深の変更。けい船くいとけい船浮標について、けい船能力の変更
 - 臨港交通施設…… 道路について、車道の巾員の変更。橋りょうについて巾員又は桁下高の変更
 - 港湾環境整備施設…… 樹木及び芝生の植込面積の3割を越える減の変更又は噴水、駐車場、運動施設及び休憩所の新設
 - 公害防止対策事業…… 汚泥浚渫について、浚渫深度及び土砂処分場計画の変更。覆土について、覆土材及び覆土厚の変更
 - 廃棄物処理施設等…… 海洋性廃棄物処理施設について、焼却能力、二次公害防止設備のばい煙の排出規制値の変更
 - 次の各号に該当する場合
 - 浚渫土砂等を「港湾関係補助金等交付規則実施要領について」（昭和43年5月8日港管第814号（以下「実施要領」という。））第5補助対象の範囲の17 - （4） - （ア） - b）、（イ）及び（ウ）により処理する場合
 - ケーソンヤードを設置する場合（改造を含む。）
 - 波高計及び波向計を設置する場合
 - 廃棄物埋立護岸において、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき国費の嵩上げがなされているもののうち、国費率の変更を行う場合
- 申請書等の内容が次の事項に該当するものを含む場合は申請することができない。（港湾計画調査事業を除く。）なお、当該事項に係るものを除いた場合は、申請することができる。
 - 港湾整備事業において、港湾法第3条の3の規定に基づき港湾計画（当該港湾計画の変更を含む。）の策定を要する場合で、当該港湾計画を策定していない場合
 - 港湾整備事業において、建設、改良する施設等が港湾区域又は臨港地区の外にある場合
ただし、港湾法第2条第6項の規定に基づき港湾施設として認定された場合は、この限りでない。
 - 公害防止対策事業において、公害対策基本法第19条第2項の規定に基づく公害防止計画の承認又は公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第3項の規定に基づく自治大臣の事業指定がなされていない場合。ただし、港湾法に基づいて整備する港湾公害防止施設を除く。

- (4) 廃棄物埋立護岸整備事業において、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 3 条第 1 項の規定により国費の嵩上げを行うものにあつては、公害対策基本法第19条第 2 項に規定する公害防止計画の承認がなされていない時点において嵩上げ国費を申請する場合
- (5) 海岸事業関係について、建設、改良する施設等が港湾区域、港湾隣接地域又は公告水域にかかる海岸保全区域の外にある場合
ただし、海岸法第 5 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき協議が調ったもの、若しくは取付けのため河川管理者と協議が調ったものは、この限りでない。
- (6) 内定通知した施設等のうち、構造断面又は法線が未確定である場合
- 7 . 申請書等の内容が「港湾関係補助金等交付規則実施要領」第 5 補助対象の範囲のなお書の適用を求める場合は、文書により港湾建設局を経由して行うこと。
- 8 . 申請書等の事務費及び工事費の積算方法は、次によること。
- (1) 平成 6 年度港湾関係補助事業に係る事務費については別途通知するまで、当分の間「港湾関係補助事業に係る事務費の算定基準の引下げについて（暫定）」（昭和54年 5 月 9 日港管第1295号）に定める基準により算定すること。ただし、港湾計画調査事業については別途算定するものとする。
- (2) 歩掛については、「港湾空港請負工事概算基準（港湾）」等を参考として各管理者において定めた歩掛により算定すること。
なお、「港湾空港請負工事積算基準（港湾）」等が改定された場合、その改定内容を十分検討し、かつ過去における積算に関する通達等を配慮して適正な歩掛等を定めること。
- (3) 労務単価については、平成 6 年 3 月31日三省（農林水産省、運輸省、建設省）関係局最通達「平成 6 年度公共事業の設計等に必要な労務単価について」（ 6 構改 D 節44号、港建第17号、建設省経労発第22号）の基準額を準用し、「平成 6 年産直轄港湾整備事業、直轄海岸保全施設整備事業、直轄港湾災害後旧事業及び直轄空港整備事業に係る測量工事及び地質調査に用いる労務単価について」（平成 6 年 3 月18日港管第739号）並びに「平成 6 年度直轄港湾整備事業、直轄海岸保全施設整備事業及び直轄空港整備事業に係る設計業務等を外注する場合の労務単価について」（平成 6 年 3 月18日港管第738号）を参考として算定すること。
なお、労務単価については、都市部の港湾工事等で周辺の居住地域の環境への配慮や交通事情等により、継続的に作業時間に制約を受け、通常の作業時間を確保できない工事については、積算にあたり次のとおり補正を行うものとする。

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
作業時間が 7 時間程度の場合	1.06
作業時間が 7 時間以下の場合	1.14

- (4) 資材単価については、「建設物価（建設物価調査会調）」「積算資料（経済調査会調）」等を参考として定めた適正な単価により算定すること。
- (5) 船舶及び機械器具損料については、「船舶および機械器具等の損料算定基準」（平成 6 年 3 月29日港建第7号、空建第10号）を適用すること。
- 9 . 申請書等の工事費の算出基礎の内容は、継続施設については申請書等並びに現況写真等の説明資料により、また、新規施設については申請書等並びに細部設計書及び現況写真等の説明資料によって港湾建設局へ説明されたい。
なお、港湾計画調査事業については、審査時に積算根拠を提出し港湾建設局へ説明されたい。

（別紙 1 ）

工期が次年度以降にわたる工事の取扱いについて

工期が次年度以降にわたるため地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為として施工する予定である場合の補助金等交付申請書等は、次により作成することとする。

- 1 . 「実施要領」第 2 - 1 記 3 - (2) 工事費の算出基礎（以下「工事費の算出基礎」という。）の様式に準じて、当該施設の全体設計書を作成して補助金等交付申請書等に添付すること。
- 2 . 当該年度の補助金等交付申請書等の「工事費の算出基礎」には、前記により添付した全体設計書のうち当該年度に交付決定を受けようとする合計額を記入すること。

（内訳の記載は要しない。）

（備考：この取扱いによる次年度以降の事業費についての国庫負担対象の採否は、次年度以降に行われるものである。）

(別紙 2)

平成6年度 港湾関係補助金等交付事務実施予定表

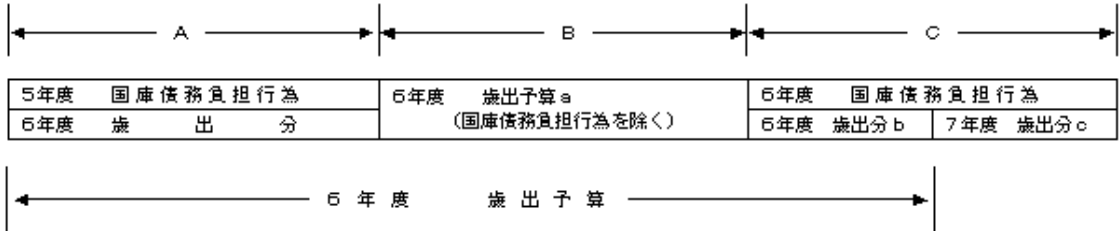
交 付 事 務		時 期
港湾関係補助事業要綱の提示	(港 湾 局)	6 年 4 月
補助金等内定通知	(港 湾 局)	6 年 4 月
補助金等交付申請書の提出	(補補助事業者)	6 年 6 月30日まで
補助金等交付申請書の審査	(港湾建設局等)	6 年 4 月～ 7 月
補助金等交付決定通知	(港 湾 局)	6 年 4 月～ 8 月
補助金等概算払	(港湾建設局等)	請求に基づき随時
補助金等内定通知(変更)	(港 湾 局)	6 年 10 月
補助金等交付申請書の提出(変更)	(補補助事業者)	6 年 10 月～ 11 月
補助金等交付申請書の審査	(港湾建設局等)	6 年 10 月～ 11 月
補助金等交付決定通知	(港 湾 局)	6 年 11 月～ 12 月
補助金等概算払	(港湾建設局等)	請求に基づき随時
補助金等内定通知(変更)	(港 湾 局)	7 年 2 月
補助金等交付申請書の提出(変更)	(補補助事業者)	7 年 2 月
補助金等交付申請書の審査	(港湾建設局等)	7 年 2 月～ 3 月
補助金等交付決定通知	(港 湾 局)	7 年 3 月末まで
補助金等概算払	(港湾建設局等)	6 年 6 月30日まで
補助事業完了実績報告書の提出	(補補助事業者)	6 年 8 月～ 7 年 3 月
額の確定通知及び返還命令	(港 湾 局)	

(注) 7年2月の補助金等内定通知(変更)については、特別の事情やむを得ないものに限る。]

別添

平成6年度 港湾関係補助事業における国庫債務負担行為の取扱い

1. 平成5年度 予算の構成



2. 補助金等交付申請手続
国庫債務負担行為Cに係る申請書等の様式は、「実施要領」に定める「補助金等交付申請書」等によること。ただし、申請書のかがみは様式(1)とし、「事業計画」及び「補助事業等の経費の配分」については、様式(3)及び様式(4)によること。また、同申請書に添付する図面について、歳出予算のうちaに係る箇所を赤色表示し、当該申請箇所を債と明記のうえ赤色斜線で表示する。
なお、その他の箇所については、「実施要領」による色別表示とする。

(第 港灣建設局經由)

〇〇県知事 〇〇〇〇 印

平成○○年度国庫債務負担行為に基づく運輸省所管港湾関係補助事業について、補助金の交付を受けた
いので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により別添のとおり申請します。

事業名 ○件

平成 年度補助金等交付 申請決定 額表（国庫債務負担行為）

事業主体 県 (単位：千円)

[illegible]

国庫債務負担行為の事業計画

[illegible]

(記入要領)

1. 本表は、5ヶ年計画の事業のうち、国庫債務負担行為に係る施設のみ記入すること。
2. 平成6年度実施事業計画欄
 - (イ) 申請事業計画欄には、平成6年度歳出予算のうちaに係る数量・金額を計上すること。
 - (ロ) 国庫債務負担行為計画欄には、平成6年度歳出分bと平成7年度歳出予定分cの合計の数量・金額を計上すること。

様式（４）

補助事業等の経費の配分及び補助金等の額算出基礎並びに工程計画

費 目	6 年 度 支 出 分			7 年 度 支 出 分			合 計	補助金の額	完 了 予 定 期 日
	金 額			金 額					
	補助率等／	補助率等／	計	補助率等／	補助率等／	計			

別添

平成 6 年度港湾関係補助金等交付申請書の取扱いについて

平成 5 年度国庫債務負担行為事業にかかわる平成 6 年度港湾関係補助金等交付申請書の記入要領の一部について、下記のとおり取扱うこととする。

記

- 1．事業計画
平成 5 年国庫債務負担行為事業にかかわる平成 6 年度支出分は、過年度施行欄の上段に内数で（ ）書きする。
- 2．図面
（１）計画平面図
平成 5 年度国庫債務負担行為事業に係る
平成 6 年度支出分 ……………●と明記のうえ黄色斜線

（２）実施平面図等
平成 5 年度国庫債務負担行為事業
（5 年度支出分＋6 年度支出分）……………●と明記のうえ黄色斜線

（様式 1）港（ ）事業調整事項調書

調 整 事 項	検 討		結 果	
	港 湾 建 設 局 等		本	省
1 事項				
2 内容				
管理者申請年月日	平成 年 月 日	受付年月日	平成 年 月 日	受付年月日
管理者（担当者名）		検 討 者 名		検 討 者 名